

詳しくはそれぞれの担当課にお問い合わせください。その他の支援制度や税の減免などの情報は、市ホームページをご覧ください。

伊達市ホームページ
各種支援・減免情報



3月16日の福島県沖地震により被災した住宅の、修理などにかかる費用を支援します。申請の受け付けや申請書の配布は建築住宅課（市役所中央棟2階）で行います。申請書は市のホームページからもダウンロードできます。詳しくはお問い合わせください。 ☎ 建築住宅課施設整備係 ☎ 573-5064

対象 半壊以上 被災家屋の公費解体を受付中

所有者の申請により、福島県沖地震で被災した家屋などを市が所有者に代わって解体・撤去します。既に自身で解体・撤去した場合も、費用を償還します。（内容により全費用を償還できない場合があります。）

- 【受付期間】** 公費解体：7月29日☎まで（土日祝除く）
自費解体費用償還：8月31日☎まで（土日祝除く）
- 【受付時間】** 8時30分から17時15分まで
- 【受付場所】** 生活環境課環境係（市役所中央棟3階）
- 【撤去の対象】** 罹災（被災）証明書で「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」の判定を受けた個人の家屋などや、中小企業者の事業所

などで、生活環境の保全上撤去が必要と認められるもの。
※自費解体費償還の場合は6月30日☎までに契約したものに限り
※一部解体・リフォームは対象外
※ブロック塀などの外構は対象外
【申請様式】 生活環境課で配布しています。市ホームページからもダウンロードできます。

チェック **Check!**

申請書のダウンロードや制度の詳細はこちら

☎ 生活環境課環境係 ☎ 575-1228

対象 半壊以上 NHKから放送受信料免除のお知らせ

日本放送協会（NHK）では、福島県沖地震で半壊以上の被害を受けた世帯について、放送受信料を免除します。詳しくはNHK福島放送局にお問い合わせください。

【免除期間】 令和4年3月から令和4年4月（2カ月間）※すでに支払済の場合は期間を繰り下げて実施します。

罹災証明書送り先・免除に関するお問い合わせ先
福島放送局営業部
〒960-8588 福島市早稲町1-2
☎ 526-4623（平日10時から17時）

チェック **Check!**

詳しくはこちら

災害廃棄物（がれきなど）の搬入は6月30日☎まで

福島県沖地震により発生した瓦、ブロック塀などがれき、テレビやパソコンなどの災害廃棄物の伊達地方衛生処理組合への個人搬入は6月30日☎までです。

被災証明書が必要
受付窓口で被災証明書の写しの提出と、身分証明書を提示してください。また、業者に依頼する場合は、業者の車に本人が同乗する必要があります。

その他 屋根瓦やブロック塀、石塀などは、地震によって落下（倒壊）したものに限り、家電リサイクル法対象品、デスクトップパソコンなどは、被災時に使用していたものに限りです。

チェック **Check!**

災害廃棄物の処理
詳しくはこちら

☎ 生活環境課環境係 ☎ 575-1228

対象 一部損壊のみ 一部損壊住宅修理支援制度

福島県沖地震により被災した住宅の屋根または外壁などの修繕工事を行った世帯に、補助金を支給します。

- 【補助内容】** 一律10万円を補助
- 【対象者】** ①②ともに当てはまる世帯
①罹災証明書を取得し、一部損壊（準半壊に至らない住家被害）の判定を受けている世帯
②被害を受けた箇所が屋根や外壁などで、20万円以上の修理費がかかった世帯

- 【受付期間】** 受付中（当面の期間）
平日8時30分から17時まで
- 【必要書類】** 罹災証明書、契約書（または見積書）、領収書、施工前・施工中・施工後の写真

チェック **Check!**

申請書のダウンロードや制度の詳細はこちら

対象 準半壊以上 住宅の応急修理制度

福島県沖地震により被災した世帯に、住宅の修理費用の一部を補助します。

- 【補助内容】** 準半壊 30万円
半壊以上 59万5,000円
- 【対象者】** ①罹災証明書を取得し、準半壊、半壊、中・大規模半壊の判定を受けている世帯
②屋根や外壁などの被災箇所を修理する世帯

- 【受付期間】** 受付中（当面の期間）
平日8時30分から17時まで
- 【必要書類】** 罹災証明書、施工前の写真

チェック **Check!**

申請書のダウンロードや制度の詳細はこちら

対象 一部損壊以上 屋根全面改修費用一部補助

市内に存在する建築物の所有者などに、建築物の屋根全体の改修に必要な費用の一部を補助します。

- 【補助内容】** 補助対象経費の23%を補助（※上限55万2,000円）
※補助対象経費の限度額は、2万4,000円/㎡に屋根面積（㎡）を乗じた額、または240万円のいずれかの金額となります。
- 【対象者】** 令和4年福島県沖地震の罹災証明書の判定が「一部損壊」以上の世帯
- 【補助要件】** 次のいずれかの要件を満たすこと
①瓦葺の屋根全体を告示基準に適合させる改修
②瓦葺の屋根全体を金属屋根などへの改修

※上記「一部損壊住宅の修理支援制度」と併用は可能ですが、改修箇所は別にする必要があります。
【募集件数】 10戸程度（第1回目の募集件数）
【受付期間】 5月30日☎から当面の期間
平日8時30分から17時まで
【必要書類】 罹災証明書、工事にかかる経費の内訳が分かる見積書の写し、屋根面積を確認できる図面など、施工前の写真（屋根瓦の被害状況がわかるもの）

チェック **Check!**

申請書のダウンロードや制度の詳細はこちら